更新日　2026年5月20日

頁番号	該当行	該当条項等	誤（×）	正（〇）	備考
420	前→10	建築基準法施行令第百三十条の九の七第1項第二号イ	イ　内燃機関の燃料として自転車に充填するための圧縮天然ガスに係わるもの	イ　内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係わるもの	
1011	冒頭の表	都市計画法（抄）第三十三条第1項第七号	下端の横罫線が欠落している	下端の横罫線を追加する	罫線を追加する